

国民健康保険税 令和7年度

保険税率等

	算定の基礎	医療分	支援金分	介護分 (40～64歳)
所得割	前年中（令和6年中）の課税総所得金額	7.9%	2.9%	2.5%
均等割	国保に加入している被保険者数	42,200円	15,600円	17,900円

※課税総所得金額 … 加入者それぞれの総所得金額から基礎控除額(43万円※合計所得金額が2400万円を超える場合、基礎控除額が変わります)を控除した後の金額

保険税の決め方

医療分

所得割	課税総所得金額	7.9%	=	円	賦課限度額 65万円
均等割	加入者数	42,200円	=	円	
合計				円 … (A)	

支援金分

所得割	課税総所得金額	2.9%	=	円	賦課限度額 24万円
均等割	加入者数	15,600円	=	円	
合計				円 … (B)	

介護分（40～64歳のみ）

所得割	課税総所得金額	2.5%	=	円	賦課限度額 17万円
均等割	加入者数	17,900円	=	円	
合計				円 … (C)	

年税額 = (A) + (B) + (C)

年度途中に加入もしくは脱退した場合、月割りで計算します。

●納付は、被保険者となった月の分から

被保険者となる月とは、以前加入していた健康保険を抜けたとき、あるいは転入したときの月です。「加入の手続きをした月」ではありません。

●納付の義務は世帯主にあります

世帯主が国保の被保険者ではない場合でも、保険税納付の義務者は世帯主となります。ただし、税額は国保の被保険者のみで計算されます。

●年度の途中で所得や被保険者の人数に変更が生じた場合、税額変更の通知を送付いたします。

●低所得者均等割軽減、未就学児均等割軽減により均等割額が軽減される場合があります。

保険税の納め方

① 普通徴収（口座振替や納付書での納付）

保険税には年8回の納期があり、**口座振替**または**納付書**で納めていただきます。保険税の納付には、納め忘れのない口座振替（自動払込み）が便利です。なお、口座振替日は納期限と同日です。

<口座振替の申し込み>

預金通帳、通帳の届出印、納税通知書を持参し、金融機関もしくは市役所収税課でお手続きください。ただし、ゆうちょ銀行をご希望の方は、ゆうちょ銀行の窓口のみでのお手続きになります。

口座振替の開始は、申込月の翌月末からとなります。

納付書で納めた場合、領収書は国民健康保険税を納めた証拠となるため、5年間大切に保管してください。

	期別	納期限
4月		
5月		
6月		
7月	1期	7月31日
8月	2期	9月1日
9月	3期	9月30日
10月	4期	10月31日
11月	5期	12月1日
12月	6期	12月25日
1月	7期	2月2日
2月	8期	3月2日
3月		

② 特別徴収（年金からの天引き）

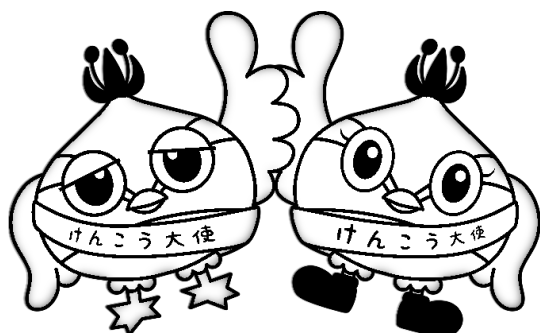
次のすべてに該当する方は、支給される年金から保険税を差し引いて納めていただきます。

- ・世帯主が国民健康保険に加入している
- ・世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ・世帯主が1年間に受け取る年金額が18万円以上である
- ・世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の1/2を超えない

仮徴収とは、前年の所得が確定するまで、前年度の税額により算定した税額を徴収するものです。（4・6・8月）

本徴収とは、確定した国民健康保険税額から、仮徴収分を控除した税額を分割して徴収するものです。（10・12・2月）

期別	
4月	仮徴収
5月	
6月	仮徴収
7月	
8月	仮徴収
9月	
10月	本徴収
11月	
12月	本徴収
1月	
2月	本徴収
3月	



日高市保険年金課国民健康保険担当

TEL 042-989-2111 (代表)